

要支援者への介護予防給付の従来どおりの継続、及び特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来どおりとすること、並びに利用者負担増の中止を求める意見書

厚生労働省は介護保険制度の次期見直しに当たり、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスを介護保険から除外する方針を打ち出しました。このことにより、多くの要支援者と事業所、労働者、自治体に対する深刻な影響が予想されます。

要支援者とは、廃用症候群や引きこもり等、心身の機能低下を防ぎ、生活を支えるために適切な介護を必要としている人々であり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で頑張って暮らしている人が多くいます。この人たちから訪問介護・通所介護のサービスを奪うことは、生活を奪うことを意味します。さらに、多くの利用者が通所介護・訪問介護のサービスから除外され、介護報酬が下がることになれば、多くの介護事業所の経営は大変困難になるでしょう。その結果、職員の非正規化や賃金ダウンなどが余儀なくされることになり、国が進める処遇改善にも逆行し、介護職員の離職がさらに進むことも大いに危惧されます。丸投げされる市町村は受け皿となるNPOやボランティア組織が備わっているわけではなく、市町村格差が生じることが懸念されます。

また、特別養護老人ホームの入居を要介護3以上の高齢者に制限することを打ち出しましたが、これも世論の前に、要介護1、2の利用者で特養以外での生活が著しく困難な場合は認めると方針転換せざるを得なくなりました。特養入居については、利用者家族の選択を尊重し、入所判定は事業者の主体性に任せるべきと考えます。

制度開始以来、介護保険料は大幅に引き上がっており、その上利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことに繋がるのではないかと懸念されます。国の責任において制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考えます。

以上の趣旨から、下記のとおり要望するものです。

- 1 要支援者に対する介護予防給付を従来どおり継続すること。

- 2 特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来どおりとすること。
- 3 利用者負担をふやさないこと。
- 4 介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日

名取市議会議長 山口 實

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿